

写

令和3年10月15日

鹿児島労働局長

三輪 宗文 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 山本 晃正

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月24日付け鹿労発基0824第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

鹿児島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 872円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり